

鳩山町自然環境と景観の保全に配慮した太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳩山町自然環境と景観の保全に配慮した太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(令和4年条例第2号。以下「条例」という。)第25条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係法令等に関する手続きの報告)

第2条 事業者は、条例第10条第1項の規定による事前協議前までに、事業の実施に必要な法令等(以下「関係法令等」という。)を調査及び確認し、関係法令等に定める手続の有無及び許認可の見込みについて、関係法令等(確認状況・手続結果)報告書(様式第1号)により、町長に報告しなければならない。

2 事業者は、条例第13条第1項の事業計画の届出をする前までに、関係法令等の許認可取得の状況について、関係法令等(確認状況・手続結果)報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に報告しなければならない。

- (1) 関係法令等の許可証等の写し
- (2) その他町長が必要と認めたもの

(事前協議の手続き)

第3条 条例第10条第1項に規定する事前協議を行おうとする者は、鳩山町太陽光発電施設計画事前協議書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事前協議書には、別表に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該事前協議に係る事業計画に応じて、その必要のないと認められるときは、これらの書類又は当該書類の明示すべき事項の一部を省略することができる。

3 第1項の事前協議書を作成する者は、次の各号のいずれかの資格を有しているものとする。

- (1) 大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務を経験する者
- (2) 短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者

- (3) 短期大学又は高等専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
 - (4) 高等学校又は中等教育学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
 - (5) 大学院に 1 年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者
 - (6) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者
 - (7) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士の資格を有する者
 - (8) 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了したもの
- 4 条例第 10 条第 2 項に規定する必要な指導又は助言内容は、関係法令を遵守するほか次に掲げるものとする。
- (1) 協調
 - ア 隣接住民等との協調を保つこと。
 - イ 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
 - (2) 災害の防止
 - ア 土地の形質の変更が、必要最小限度であること。
 - イ 事業区域やその周辺への雨水流出を抑制し、生活環境への被害などの軽減を図る対策(調整池、地下浸透施設等の設置)を講じること。
 - ウ 土砂・汚泥の流出を防止する対策(溝、土留め等の設置)を講じること。
 - エ 急傾斜地への設置は、災害防止の観点から避けること。
 - オ 発電施設の架台及び太陽光パネル並びにその他設備について、風雪等により損傷することが無い強度及び性能を有するものを使用するとともに、構造等を含め十分な検証を行うこと。
 - (3) 環境の保全
 - ア 住宅地に近接する場所に太陽光発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、振動、熱及び光の反射等に配慮し、保安距離の確保のため敷地境界から 1 メートル以上発電施設を後退させ、植栽を設けて遮蔽する等の対策を講じること。

イ 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、見通しの妨げにならないようにするとともに、生活で使用する自動車や防災上の観点から通行する車両に支障がないよう、境界から後退させるなどの措置を講じ、幅員4メートルを確保するよう努めること。

ウ 周辺環境への影響を考慮し、除草剤、殺虫剤及びその他の薬品は、原則使用しないよう努めること。ただし、やむを得ない理由により使用するに至った場合には、薬剤の用法・用量を遵守し、使用した旨の内容等を記載した看板の設置、散布範囲への立ち入りの制限等を実施すること。

エ 工事の際は、施工計画書等を作成し、建設機械の使用、車両の通行等に伴う砂、ほこり等の飛散、大気汚染、水質汚濁及び騒音、振動の防止について対策を講じること。

オ 事故等が発生し、公衆に危害を及ぼした場合は、速やかにその原因を調査し、再発防止の措置を講じること。

カ 太陽光発電事業に伴い木竹の伐採を行ったときは、伐採した木竹及び除去した木竹の根等は関係法令に従い処分すること。

キ パワーコンディショナー等からの騒音及び振動やパネルの反射光により周辺環境に支障を生じさせないように、必要な措置を講じること。

ク 野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼす恐れがないこと。

(4) 景観への配慮

ア 構造物の最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。

イ 太陽光パネルは低反射の物を使用し、傾きの調整等、反射光への対策を講ずること。

ウ 隣地境界の立木は極力残し、伐採する場合は隣接境界周辺に植栽を行う等、太陽光発電設備を外部から直接見えにくくすること。

エ 尾根の線上及び高台への発電施設の設置は避けること。

オ 太陽光発電設備の形状、色彩等について周辺の景観と調和するよう配慮すること。

(5) その他

ア 事業敷地の境界杭は確定したものを使用すること。

イ 施設等設計するにあたり各関係法令のほか資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）及び環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインを遵守すること。

(標識の掲示)

第4条 条例第11条第1項及び第2項に規定する標識の設置及び標識の掲示内容変更は、様式第3号によるものとする。

2 条例第11条第3項に規定する届出は、標識(設置・掲示内容変更)届出書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、当該標識を設置及び変更した日から7日以内に町長に届け出るものとする。

- (1) 位置図
- (2) 標識の設置、掲示内容変更を証する写真
(説明会等の開催)

第5条 条例第12条第1項の規定による説明会等を開催する場合は、鳩山町太陽光発電施設説明会等実施予定報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し町長に報告するとともに、説明資料として次に掲げる書類を書面にて参加者等に対し配布しなければならない。

- (1) 次第、日時、概要等を記載した書類
- (2) 位置図(縮尺2,500分の1以上)
- (3) 平面図又は土地利用計画図(地番記載のもので縮尺500分の1以上)
- (4) 工事車両等進入経路図(縮尺2,500分の1以上)
- (5) 排水計画図及び断面図(縮尺500分の1以上)
- (6) 太陽光パネル等仕様書
- (7) 架台断面図及び構造図(構造計算書を含む。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業区域における区長、自治会長又は町内会長と協議のうえ、必要とする書類

2 条例第12条第6項の規定による報告は、鳩山町太陽光発電施設説明会等結果報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、これを町長に提出しなければならない。

- (1) 説明会に配布又は使用した図書等の写し
- (2) 説明会等を行った地域の範囲又は住民等を示した書類等
- (3) 地域住民等からの意見と事業者の対応方針
- (4) 説明会を開催した場合にあっては、次に掲げるもの
 - ア 説明会を開催した状況を確認することができる写真
 - イ 説明会に出席した者の名簿の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(事業計画の届出)

第6条 条例第13条第1項に規定する届出は、鳩山町太陽光発電施設事業計画届出書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業計画届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

ない。ただし、当該事業計画に応じて、その必要のないと認められるときは、これらの書類又は当該書類の明示すべき事項の一部を省略することができる。

- (1) 別表に掲げる書類
- (2) 太陽光発電設備設置事業に関する関係法令(確認状況・手続結果)報告書(様式第1号)
- (3) 事業計画チェックシート(様式第8号)
- (4) 工事見積書
- (5) 工事事業者の資格証の写し及び工事経歴書
- (6) 施工計画書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 条例第13条第2項の規定による届出は、鳩山町太陽光発電施設事業計画変更届出書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

4 前項に規定する事業計画変更届出書には、前第2項に掲げる書類のうち変更された書類を添付しなければならない。

(事業の着手)

第7条 条例第14条に規定する届出は、鳩山町太陽光発電施設工事着手届出書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(工事完了等の届出)

第8条 条例第15条第1項の規定による届出は、鳩山町太陽光発電施設工事完了(中止)届出書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する鳩山町太陽光発電施設工事完了(中止)届出書(様式第11号)には、次に掲げる書類に出来形数値を記載したものを添付しなければならない。

- (1) 事業地周囲境界杭の位置及び杭間距離を示した土地利用計画図(縮尺500分の1以上)
- (2) 排水計画断面図(縮尺500分の1以上)
- (3) 造成計画平面図及び断面図(縮尺500分の1以上)
- (4) 工作物設計図(平面図、立面図及び断面図、縮尺100分の1以上)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 条例第15条第2項の規定する通知は、鳩山町太陽光発電施設工事完了(中止)確認書(様式第12号)により行うものとする。

(廃止の届出)

第9条 条例第16条第1項の規定による届出は、鳩山町太陽光発電施設事業廃止届出書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

2 条例第 16 条第 3 項の規定による届出は、鳩山町太陽光発電施設事業廃止完了届出書(様式第 14 号)を町長に提出しなければならない。

(地位の継承)

第 10 条 条例第 17 条第 1 項に規定する届出は、鳩山町太陽光発電施設事業計画地位承継届出書(様式第 15 号)に次に掲げる書類のうち必要と思われるものを添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書等の写し
- (2) 土地登記簿謄本
- (3) 地位継承がわかるもの

(維持管理)

第 11 条 条例第 19 条第 1 項に規定する維持管理とは、次に掲げるものをいう。

(1) 安全確保対策

ア 太陽光発電設備の敷地内に関係者以外の者が容易に立ち入ることができないよう、フェンスの設置等安全対策をとること。

イ 火災や土砂流出等の災害が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合は、事業者連絡が取れるよう、太陽光発電事業の名称、太陽光発電事業場所の住所、発電出力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置すること。また、同様の事項を記載した紙面を町へ提出すること。

ウ 事前災害や事故、機器の故障等が発生した場合、速やかに対応できるよう緊急対応マニュアル等を作成すること。

エ 通学路等の周辺に太陽光発電設備を設置する場合は、特に児童等の安全確保に十分配慮した対策をとること。

(2) 保守点検

ア 事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃を行うこと。

イ 太陽光発電設備の設置により周辺環境への影響が認められた場合(事業区域からの雨水等の流出、発電施設からの騒音、振動、パネルの反射光等)は、速やかに改善措置を講ずること。

(3) 災害等発生時の対応

ア 災害その他の事由により太陽光発電設備又は災害防止施設等(溝、土留め等)が破損したときは、設置者は被害を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去を行うこと。

イ 豪雨の発生、台風の接近等に際しては、太陽光発電設備の敷地から土砂等の流出が発生していないか現地確認に努め、土砂等が流出した場合は速やかに撤去すること。

ウ 条例第 19 条第 2 項に規定する報告は、被害発生の日時と場所を任意の書面に記載し、速やかに町長に届け出ること。

(身分証明書)

第 12 条 条例第 21 条第 2 項に規定する身分証は、身分証明書(様式第 16 号)によるものとする。

(指導、助言及び勧告)

第 13 条 条例第 22 条第 1 項に規定する指導又は助言は、鳩山町太陽光発電設備設置事業指導・助言通知書(様式第 17 号)により行うものとする。

2 条例第 22 条第 2 項に規定する勧告は、鳩山町太陽光発電設備設置事業改善勧告書(様式第 18 号)により行うものとする。

3 条例第 22 条第 3 項に規定する報告は、鳩山町太陽光発電設備設置事業改善報告書(様式第 19 号)を町長に提出しなければならない。

(公表)

第 14 条 条例第 10 条第 3 項、第 12 条第 7 項に規定する事業者から提出された資料等の公開は、町ホームページにより行うものとする。

2 条例第 23 条第 1 項に規定する公表は、鳩山町公告式条例(昭和 30 年条例第 5 号)の規定による掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

3 条例第 23 条第 2 項に規定する通知は、鳩山町太陽光発電設備設置事業意見陳述の機会付与通知書(様式第 20 号)により行うものとする。

4 前項の規定による意見を述べる機会は、鳩山町太陽光発電設備設置事業公表に対する意見書(様式第 21 号)を町長に提出しなければならない。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。